

第2回沼田市立地適正化計画策定協議会 議事概要

日時:令和6年9月27日(金) 14:00~16:00

会場:テラス沼田5階 第2委員会室

1. 開会
2. あいさつ
3. 検討状況報告
4. 協議事項
 - (1) まちづくりの方針・骨格構造・誘導方針(案)
 - (2) 災害ハザード情報データの収集、整理
災害リスク分析と課題の抽出
 - (3) 誘導区域の検討
 - (4) 誘導区域(案)
5. その他
6. 閉会

<配布資料>

○当日配布

- ・第2回沼田市立地適正化計画策定協議会次第
- ・沼田市立地適正化計画策定協議会名簿
- ・立地適正化計画検討フロー
- ・資料1,2 正誤表
- ・WS結果のとりまとめ

○事前配布

- ・資料1:災害ハザード情報データの収集・整理
- ・資料2:災害リスク分析と課題の抽出
- ・資料2別紙:課題図
- ・資料3:まちづくりの方針の検討
- ・資料4:都市機能誘導区域の検討・設定
- ・資料5:居住誘導区域の検討
- ・資料6:都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

発言者	発言内容
1 開会 事務局(松井課長)	都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定する際には、庁内に限らず関係する組織及び団体との調整が求められると共に、学識経験者及び市民等の意見を反映することも重要であるため、本協議会は、これらの協議、調整、意見聴取を行う場とするものである。 今回は事務局にて作成した立地適正化計画の誘導区域案等について審議いただく。 はじめに、森田会長よりご挨拶いただく。
2 あいさつ 森田会長	当会は法律に基づいた法定協議会である。人口の減少、高齢者の増加に関わらず、持続可能な生活を維持するために、コンパクトな居住や地区のまとまりづくりを都市計画制度の上で進めるものである。皆様には街の専門家として、将来の街のイメージを踏まえて、ご意見をいただきたい。
事務局(松井課長)	要綱第5条に基づき、以降は森田会長に進行していただく。
3 検討状況報告 事務局(松井係長)	検討状況報告について説明
森田会長	立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域について議論いただくことが本日の一番の目的である。また防災指針は、法律の改正後に付け加えられたものである。
4 協議事項 事務局(松井係長)	(1)まちづくりの方針・骨格構造・誘導方針(案)について説明
森田会長	まだ具体的ではないが沼田市の将来像である。すでに都市計画マスタープランと地域公共交通計画を踏まえて、立地適正化計画の方針を「豊かな自然と街の魅力を活かした心豊かに暮らせるまちづくり」としたいということである。 質問例として伺うが、沼田らしい豊かな自然とは何か。川場村の自然とは異なるのか。

事務局(高岡)	沼田市の豊かな自然の代表例は玉原高原であり、また「森林文化都市」と宣言している。他の自治体とは異なる自然を有しており、まちづくりの方針に記載した。
森田会長	沼田市の誇りとして、「豊かな自然」をキャッチフレーズにしている。都市計画マスタープランにおいても扱っている文言を踏襲している。
事務局(高岡)	(2)災害ハザード情報データの収集、整理及び災害リスク分析と課題の抽出について説明
森田会長	資料 2 別紙に示された黒枠が都市計画区域である。都市計画区域の面積と人口は市域に対して何割を占めるか。
事務局(高岡)	都市計画区域の面積は市域に対して 5%であり、人口の約 70%が居住している。
森田会長	例えば、前橋市では都市計画区域の面積は市域の 95%程度である。それに比べると、沼田市は山間地域の割合が高く、元よりコンパクトな街とも言える。災害リスクに関する資料は、集約・多極型の街とするにあたり、危険な場所を除外するためにチェックしたものである。
小島委員	資料 2 の p2.19 について、用途地域外に位置する利根中央病院は、浸水想定区域内に立地していると記載があるが、どのあたりにあるか。
事務局(高岡)	沼田市と昭和村の境界近くであり、片品川の沿川である。10 年以内に立地した新しい施設である。
森田会長	利根中央病院に対して、個別の対策はなされているか。
事務局(高岡)	市として現状では対策していない。
事務局(松井係長)	利根中央病院は、もともと沼田台地上にあったが、片品川沿いに移転した経緯がある。移転検討時はハザードマップに指定されていなかったがその後、国交省ダム管理事務所のハザード情報により浸水域であることが判明した。河川の改修工事により洪水することは少なくなったが、堤防の設置等の具体的な対策はなされていない。現状、病院が独自に避難

	訓練等のソフト対策は実施していることは把握している。
事務局(高岡)	(3)誘導区域設定方針について説明 (4)誘導区域(案)について説明
事務局(松井係長)	居住誘導区域案の補足として、説明通りのステップに従い、用途地域や利根川沿いの浸水のリスクを考慮して区域を案として設定した。今後、更に土砂災害警戒区域を除外して、地形地物に沿って具体の線を検討する。今回は概ねの輪郭を見ていただきたい。
森田会長	居住誘導区域や都市機能誘導区域に設定されると、どのような影響があるか。
事務局(高岡)	居住誘導区域外に集合住宅等の一定の条件を超える住宅を建設する際に、届出が必要になる。都市機能誘導区域においても、居住誘導区域同様に届出が必要になる。今後、誘導区域を定めた後に、誘導区域内に誘導する施設を検討する。定めた施設が、誘導区域外に立地している場合に届出が必要となる。
森田会長	都市機能誘導区域における、都市機能とは何か。
事務局(松井係長)	都市機能誘導区域内の誘導施設は、具体的に市役所等の庁舎、総合福祉センター、文化会館、商業施設、病院、銀行等が挙げられる。その中から、市として都市機能誘導区域内に誘導したいものを定めていく方針である。その前段として本日、都市機能誘導区域を示した。
武田委員	都市機能誘導区域案について、近隣商業地域などの中心部が指定されているが、実際には、環状線側の方に商業施設が立地していくと考えられる。道路状況によって地図上の線引きと実態が異なっていくと考えられるため、考慮する必要がある。
事務局(松井係長)	環状線沿線は、用途地域上も日常生活サービス施設が建設可能な地区計画となっており、用途地域で誘導している。今回設定する都市機能誘導区域に設定する施設は、通常のスーパーではなく大規模店舗、銀行のような利根沼田地域に1つだけ立地するようなコアとなる施設を想定する。

小坂委員	居住誘導区域外に農地が見られるが、基本的には居住誘導区域内に居住してもらい、農地からは遠ざかる方針なのか。あるいは、利便性を加味して農地付近への居住も許容されるものか。
事務局(松井係長)	必ずしも全員が居住誘導区域内に居住してもらう設定ではない。農業従事者には利便性を考慮して、農地のそばに居住するなど多様な居住があると考えている。沼田市としては居住誘導区域を設定していることを示し、住宅建設時の選定基準の一つとしていただく想定である。
浦野委員	浸水が想定される危険なエリアには居住者がいるため、浸水想定区域が指定されていると不安になる方もいる。色分けした基準や根拠を補足していただきたい。
事務局(松井係長)	ハザードマップは沼田市全域に地域安全課から配布している。区域の色分けは、利根川を管理する国交省や群馬県の浸水想定区域図で行われている調査によるものである。今回は、新たな線を引くものではなく、公開されている情報を使用している。安全性をより確保するため、浸水深が浅い地域も含めて居住誘導区域から除外している。
真下委員	地形上、沼田市は上町と下町に分かれる。これまで、テラス沼田周辺ではにぎわい創出が進められている一方で、下町ではあまりそうした取り組みがないように見えた。下町において、沼田駅の中核化は良いアイデアである。その際は、JR とどのように話をしていくか。また、銀行の支店の閉鎖、駅前商店街の現状を踏まえてどのように誘導していくかについて具体的な計画をお聞きたい。また、上町に関しては火災が起こった際に、消火栓等の消防の課題があると聞いたことがあるため、そのあたりもうかがいたい。
森田会長	特に、下町の今後のまちづくりの計画をお示しいただきたい。
事務局(松井係長)	沼田市では、河岸段丘により上町と下町とでにぎわいが分断されてしまう。都市計画マスタープランにおいても、沼田駅は公共交通が集積するポテンシャルが高い場所である。一方で、人口減少により駅の利用者が減少し、減便や無人駅となっている。具体的な計画は現状無いが、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に設定し、都市機能が建つスペースも活用して民間活力を得るきっかけになれば良い。

森田会長	駅周辺においてどのようなまちづくりの計画を検討しているかについて伺いたかった。施設に関しては、話に挙がっているから入れるのではなく、駅の裏側や国道を含めて、検討していただきたい。
小島委員	資料を見ると、中心部に都市機能誘導区域を設定して、ハザードマップの災害リスクがある地域を除外して居住誘導区域を指定しているというシンプルな考え方に見える。資料 3 にて誘導方針を設定しているため、誘導方針も踏まえた設定ストーリーが重要である。立地適正化計画では、人口減少に対して人口密度を維持して持続可能なまちをどう構築していくかが重要である。目指す将来像までのストーリーを示すといった、補足の説明を記載していただきたい。 上町の密集部分に関しても防災上の計画を記載していただきたい。
宮下委員	下町では都市機能としての商業施設が無くなり、地域住民にとって生活が完結できず不便である。行政から、都市機能が充実するバックアップをしていただきたい。
事務局(松井係長)	ご指摘の通り、誘導施設の検討の際に地域の特性を加味して、誘導する施設の検討を進めていきたい。下町の都市機能誘導に関しても施策検討の際に、市や国の補助を受けられるかを併せて検討する。 真下委員からの上町における防災の話に関しては、地域安全課の管轄である。家がまとまって分譲住宅が建つ際は、消防水利をつくることを指導している。
森田会長	居住誘導区域に関して、災害の危険性を除外して用途地域を狭めたうえで設定している。居住誘導区域から除外された用途地域に関しては、建設時に届出を必須とする自治体が多い。 資料3について、中心拠点以外に地域生活拠点を設定する際に、都市計画上の制度や規定はあるのか。
小島委員	立地適正化計画は都市計画区域の中で作成するものであるが、都市計画区域外については、市町村独自の拠点を設置する必要があるれば、任意の地区として設定しても良いこととされている。
森田会長	生活拠点が成立する仕組みを事務局にて検討していただきたい。都市

	機能誘導区域に関しては、誘導に向けた施策を今後策定する。 協議会を通じて、市民アンケート調査やワークショップの意見がどう反映されたかを整理していただき、報告書にも取りまとめていただきたい。 協議事項(3)(4)に関しては、事務局案に加えて、本日の協議会でのご意見を踏まえて今後検討を進めていただくこととした上で、本日の協議事項については異議無しとしてよろしいでしょうか。
委員	はい。
森田会長	異議無しとのことですので、本日の意見を十分に踏まえて、検討を進めてください。
事務局(松井課長)	今回の貴重な意見を、今後の参考といたしたい。
5 その他	
事務局(松井係長)	10 月には都市計画審議会にて、策定経過の報告を行う。第3回の協議会では誘導施設についてを検討する予定であり、12 月 20 日の午後開催する予定で調整を進めているため、次回開催については後日通知する。また、第4回協議会は令和 7 年 2 月ごろに開催を予定しており、誘導施策の協議を行う予定である。
事務局(松井係長)	住民 WS の結果について説明
事務局(松井係長)	市民への周知として、立地適正化計画の策定状況についてホームページで公表している。11月には広報を掲載するように検討している。
事務局(松井課長)	貴重な審議をありがとうございました。
	以上